

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助事業者が行う緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる耐震診断は、事業要綱で定める補助対象建築物について耐震診断者が行う耐震診断とする。

(補助金の額)

第3条 補助事業に係る補助金の額は、耐震診断に要する費用で耐震診断者に支払った額又は次に定める金額で算出した額のうちいずれか低い額に3分の2を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額で、かつ、400万円を限度とする。

(1) 補助対象床面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡にその部分の面積を乗じた額

(2) 補助対象床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡にその部分の面積を乗じた額

(3) 補助対象床面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡にその部分の面積を乗じた額

2 要安全確認計画記載建築物の同条第1項に規定する補助金の額は、耐震診断に要する費用で耐震診断者に支払った額又は前項に定める(1)、(2)、(3)から算定した額のうちいずれか低い額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関等の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は2,350,000円を限度として加算することができる。

3 補助金の額を算出する場合の費用は消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物の申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、耐震診断に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 当該建築物の建築確認済証の写し（ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。）

(2) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類

(3) 申請者が区分所有者の代表者である場合は、耐震診断の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し

(4) 耐震診断に係る費用の見積書又は見積書の写し

(5) 設計図書の復元、第三者機関等の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用の見積書又は見積書の写し（要安全確認計画記載建築物で加算する場合に限る。）

(6) 緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面

(7) 当該建築物に係る登記事項証明書

(8) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書（様式第2号）（所有者が区分所有者である場合は除く。）

(9) 消費税仕入税額控除確認書（様式第18号）（要安全確認計画記載建築物の場合のみ。）

2 次条第1項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 現況写真（敷地周辺及び建物外観2面以上）

(2) 関係図面（案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の対象者の決定)

第5条 市長は、補助事業の対象者を決定したときは、補助事業対象者決定通知書（様式第3号）（以下「補助事業対象者決定通知」という。）により当該対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業として必要性が高いと認める要安全確認計画記載建築物の申請を優先し、補助事業の対象者を決定することができる。
（交付の決定等）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（着手届）

第8条 第6条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届（様式第6号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）耐震診断に係る契約書の写し

（2）工程表

（権利譲渡の禁止）

第9条 申請者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
（補助金の経理）

第10条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（補助事業内容の変更）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。市長は、補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（又は廃止）承認申請書（様式第9号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、中止（又は廃止）承認申請書を受理した場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは事業の中止（又は廃止）を承認し、中止（又は廃止）承認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の完了日時の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（様式第11号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第14条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく市長の命令に従って補助事業を行わなければならない。

（遂行命令）

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないとき認めるときには、補助事業者にこれらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の

3月15日までに完了実績報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 完了実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断結果の写し
- (2) 耐震診断に係る領収書の写し
- (3) 設計図書の復元、第三者機関等の判定等に係る契約書の写し及び領収書の写し（要安全確認計画記載建築物で加算する場合に限る）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（額の確定通知）

第17条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第13号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第18条 補助事業者は、前条に掲げる通知を受け、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第18条の2 補助事業者は前条による補助金の交付の請求及びその受領を耐震診断者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第16条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（様式第15号）を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第17条の規定による通知を受け、耐震診断者が補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書（様式第14号の2）を、市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第16条の規定による完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めたときには、これらに適合させるための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。

（決定の取消通知）

第20条 市長は、補助事業者が規則第17条に規定する不正行為を行ったと認めた場合、補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（返還命令）

第21条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第17号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度、都市局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成25年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 4年 6月 21日から施行する。

附 則
この要綱は令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 8年 4月 1日から施行する。

別記

書 類	様 式
補 助 金 交 付 申 請 書	様式第1号
市税の納付状況に関する個人情報確認同意書	様式第2号
補 助 事 業 対 象 者 決 定 通 知 書	様式第3号
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書	様式第4号
補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書	様式第5号
着 手 届	様式第6号
補 助 金 交 付 変 更 申 請 書	様式第7号
補 助 金 交 付 決 定 変 更 通 知 書	様式第8号
事業中止（又は廃止）承認申請書	様式第9号
事業中止（又は廃止）承認通知書	様式第10号
完 了 期 日 変 更 報 告 書	様式第11号
完 了 実 績 報 告 書	様式第12号
補 助 金 額 確 定 通 知 書	様式第13号
補 助 金 交 付 請 求 書	様式第14号
補 助 金 交 付 請 求 書	様式第14号の2
代理請求及び代理受領委任状	様式第15号
補 助 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書	様式第16号
補 助 金 返 還 命 令 書	様式第17号
消 費 税 仕 入 税 額 控 除 確 認 書	様式第18号